3　法第十条の二第三項の規定による控除をすべき金額は、その年分の所得税法第九十二条第二項に規定する課税総所得金額に係る所得税額から控除する。この場合において、当該所得税額から控除をすべき同条第三項に規定する配当控除の額があるときは、まず当該配当控除の額を控除し、次に法第十条の二第三項の規定による控除をすべき金額を控除する。

4　法第十条の二第三項に規定する所得税の額として政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　その事業（法第十条の二第一項に規定する事業をいう。以下この項において同じ。）の用に供した減価償却資産（同条第一項に規定する減価償却資産をいう。以下この項において同じ。）が不動産所得の基因となる資産である場合（第三号に掲げる場合を除く。）　税額控除に関する規定（同条第三項及び第四項、法第八条第二項並びに第十条の三第一項の規定、所得税法第九十五条の規定並びに租税特別措置法第十条第一項から第六項まで、第十条の二の二第三項及び第四項、第十条の三第三項及び第四項、第十条の四第三項及び第四項、第十条の五第一項、第四十一条第一項、第四十一条の十八第二項、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三第一項、第四十一条の十九の二第一項、第四十一条の十九の三第一項及び第二項、第四十一条の十九の四第一項及び第二項並びに第四十一条の十九の五第一項の規定をいう。以下この項において同じ。）を適用しないで計算したその年分の総所得金額に係る所得税の額に利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、譲渡所得の金額（所得税法第三十三条第三項第二号に掲げる所得に係る部分については、その金額の二分の一に相当する金額。以下この項において同じ。）、一時所得の金額の二分の一に相当する金額及び雑所得の金額の合計額のうちに不動産所得の金額の占める割合を乗じて計算した金額

二　その事業の用に供した減価償却資産が事業所得の基因となる資産である場合（次号に掲げる場合を除く。）　税額控除に関する規定を適用しないで計算したその年分の総所得金額に係る所得税の額に利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、譲渡所得の金額（所得税法第三十三条第三項第二号に掲げる所得に係る部分については、その金額の二分の一に相当する金額。以下この項において同じ。）、一時所得の金額の二分の一に相当する金額及び雑所得の金額の合計額のうちに不動産所得の金額の占める割合を乗じて計算した金額

三　その事業の用に供した減価償却資産が不動産所得及び事業所得の基因となる資産である場合　税額控除に関する規定を適用しないで計算したその年分の総所得金額に係る所得税の額に利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、譲渡所得の金額、一時所得の金額の二分の一に相当する金額及び雑所得の金額の合計額のうちに不動産所得の金額及び事業所得の金額の合計額の占める割合を乗じて計算した金額

5　法第十条の二第四項の規定による控除をすべき金額は、その年分の所得税法第九十二条第二項に規定する課税総所得金額に係る所得税額から控除する。この場合において、当該所得税額から控除をすべき同条第三項に規定する配当控除の額及び法第十条の二第三項の規定による控除をすべき金額があるときは、まず当該配当控除の額及び同項の規定による控除をすべき金額を控除し、次に同条第四項の規定による控除をすべき金額を控除する。

6　法第十条の二第八項に規定する政令で定めるものは、所得税法施行令第百二十条の二第二項第五号に規定する所有権移転外リース取引とする。

7　個人が、その取得し、又は建設した建物及びその附属設備につき法第十条の二第一項又は第三項（これらの規定のうち同条第一項の表の第一号（建築物整備事業に係る部分に限る。）又は第二号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける場合には、当該建物及びその附属設備につきこれらの規定の適用を受ける年分の確定申告書に財務省令で定める書類を添付しなければならない。

8　法第十条の二第三項又は第四項の規定の適用がある場合における租税特別措置法施行令第五条の三から第五条の五まで及び第五条の七から第五条の九までの規定の適用については、同令第五条の三第二項、第五条の四第八項、第五条の五第八項、第五条の七第三項、第五条の八第五項及び第五条の九第一項中「規定並びに」とあるのは「規定」と、「規定を」とあるのは「規定並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の二第三項及び第四項の規定を」と、「同法」とあるのは「所得税法」とする。

（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除）

第十二条の三　法第十条の三第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　平成二十三年三月十一日において東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四条第一項に規定する特定被災区域（次号において「特定被災区域」という。）内に所在する事業所に雇用されていた者

二　平成二十三年三月十一日において特定被災区域内に居住していた者

2　法第十条の三第一項の規定による控除をすべき金額は、その年分の所得税法第九十二条第二項に規定する課税総所得金額に係る所得税額から控除する。この場合において、当該所得税額から控除をすべき同条第三項に規定する配当控除の額があるときは、まず当該配当控除の額を控除し、次に法第十条の三第一項の規定による控除をすべき金額を控除する。

3　法第十条の三第一項ただし書に規定する所得税の額として政令で定める金額は、同項、法第八条第二項並びに第十条の二第三項及び第四項の規定、所得税法第九十五条の規定並びに租税特別措置法第十条第一項から第六項まで、第十条の二の二第三項及び第四項、第十条の三第三項及び第四項、第十条の四第三項及び第四項、第十条の五第一項、第四十一条第一項、第四十一条の十八第二項、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三第一項、第四十一条の十九の二第一項、第四十一条の十九の三第一項及び第二項、第四十一条の十九の四第一項及び第二項並びに第四十一条の十九の五第一項の規定を適用しないで計算したその年分の総所得金額に係る所得税の額に利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、譲渡所得の金額（所得税法第三十三条第三項第二号に掲げる所得に係る部分については、その金額の二分の一に相当する金額）、一時所得の金額の二分の一に相当する金額及び雑所得の金額の合計額のうちに事業所得の金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

4　法第十条の三第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法施行令第五条の三から第五条の五まで及び第五条の七から第五条の九までの規定の適用については、同令第五条の三第八項、第五条の四第八項、第五条の五第八項、第五条の七第三項、第五条の八第五項及び第五条の九第一項中「規定並びに」とあるのは「規定」と、「規定を」とあるのは「規定並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の三第一項の規定を」と、「同法」とあるのは「所得税法」とする。

（所得税の額から控除される特別控除額の特例）

第十二条の四　法第十条の四第一項の規定により租税特別措置法第十条の六の規定を読み替えて適用する場合における租税特別措置法施行令第五条の九の規定の適用については、同条第一項中「規定並びに」とあるのは「規定」と、「規定を」とあるのは「規定並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この条において「震災特例法」という。）第八条第二項、第十条の二第三項及び第四項並びに第十条の三第一項の規定を」と、「同法」とあるのは「所得税法」と、同条第二項中「掲げる規定」とあるのは「掲げる規定（震災特例法第十条の二第三項又は第四項の規定及び震災特例法第十条の三第一項の規定を含む。）」と、「（同項」とあるのは「（震災特例法第十条の四第一項の規定により読み替えられた法第十条の六第一項」と、同条第三項中「規定にかかわらず」とあるのは「規定（震災特例法第十条の二第十三項及び第十条の三第四項の規定を含む。）にかかわらず」と、「掲げる規定」とあるのは「掲げる規定（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の二第三項及び第四項（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除）の規定並びに同法第十条の三第一項（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除）の規定を含む。）」とする。

（復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等）

第十二条の五　法第十条の五第一項に規定する試験研究として政令で定めるものは、新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究とする。